
むつ市使用済燃料税に関する進捗について

～使用済燃料中間貯蔵施設新税調査検討特別委員会資料～

令和3年3月19日

むつ市新税検討プロジェクトチーム

これまでの協議でRFS社と合意した事項（令和2年10月28日合意）

- ① 新税を通じて、しっかりと地元事業者としての責務を果たしていく。
- ② 事業開始時には、確実にそうした状況に至るよう、「安全協定」の協議までに事業者として判断・合意することを目標に取り組む。
- ③ 税率や課税項目については、地域の発展とサイクルを含めた原子力事業全体の円滑な遂行を両立できるよう進めることが大切と考えており、そうした観点を含めて協議する。

✓ RFS社が、令和2年3月16日に市議会へ提出した意見書に記載された4つの論点について、判断できる状況にすることで最終合意を得る。

4つの論点に対する当市の対応状況

RFS社が提示した論点

1. 事業開始時期を見極めた上での貯蔵計画等を踏まえた収支計画などをベースとした弊社の担税力に応じた税率であること

2. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく財政需要が対象であること

3. 事業内容を踏まえた合理的理由に基づく課税項目であること

4. 青森県等の動向が見極められていること

当市の対応状況

- ◆ RFS社が原子力規制委員会に提出している収支計画があるため、それをベースにして税率の減免協議に適した経営上の根拠を提示していただきたいと伝達。
- ◆ RFS社が主張する「法定外税が法定税に対して補完的・例外的なものとして位置づけられる」との見解について、地方税法を所管する総務省に「法定税と法定外税に形式的効力の差はなく、また、法定外税は法定税の補完的・例外的なものではない」ことを確認し、その旨説明。

- ◆ 新税を通じて十分な安全対策と地域振興が図られることで、事業に対する市民の皆様の理解と協力が得られるとの前提で、防災安全、生業安定、民生安定、共生対策が財政需要となること、及びこのことは、既に使用済燃料に課税している全国の他自治体で認められている前例に基づいていることを説明。
- ◆ RFS社の求めに応じ、財政需要としてあげた全27事業について、確認事項全12項目の総計324項目全てを網羅して提出済。その後も個別の具体的疑問点に丁寧に回答。

- ◆ 受け入れ行為、貯蔵行為を課税客体とすることについて、課税客体の設定については、六ヶ所再処理施設における課税客体と変わるところがないため、その客観的事実のみを前例としていることを説明。
- ◆ RFS社が主張する「六ヶ所再処理事業は、受け入れや貯蔵の他に再処理に関わる主たる工程があり、再処理事業全体を対象として課税されている」との見解について、その根拠の提示を求めているが、RFS社から提示はない。

- ◆ 仮に県が将来課税したとしても、地方税法の規定により過重負担となることは総務大臣の同意が得られないので、RFS社が懸念する「担税力を上回る事態」は起こり得ないことであり、当市との協議の障害にはならないことを説明。

✓ これまで24回の協議を実施し、RFS社の示した論点に配慮した丁寧な説明に努め、判断できる状況にあるものと認識